



平成 2 5 年度

# 事 務 概 要

埼玉県監査事務局

## 目 次

### 事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査の種類	2
2 平成25年度の監査の概要	3
監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	3
指摘、注意、意見の区分	4
3 平成25年度に公表又は提出した監査の結果等	5
(1) 定期監査	5
(2) 特定事務監査(テーマ監査)	12
(3) 財政的援助団体等監査	13
(4) 決算審査	14
(5) 健全化判断比率等審査	17
(6) 住民監査請求監査	19

### 資料編

平成25年度に公表又は提出した監査の結果等	20
1 定期監査	20
(1) 実施課所数	20
(2) 監査の結果等	21
ア 平成25年度第1回	21
イ 平成25年度第2回	25
ウ 平成25年度第3回	27
エ 平成25年度第4回	34

2	財政的援助団体等監査	・ ・ ・ ・ ・	37
(1)	監査対象団体及び実施団体	・ ・ ・ ・ ・	37
3	住民監査請求	・ ・ ・ ・ ・	38
(1)	年度別処理状況(平成21年度以降分)	・ ・ ・ ・ ・	38
(2)	請求事案及び結果(平成21年度以降分)	・ ・ ・ ・ ・	38

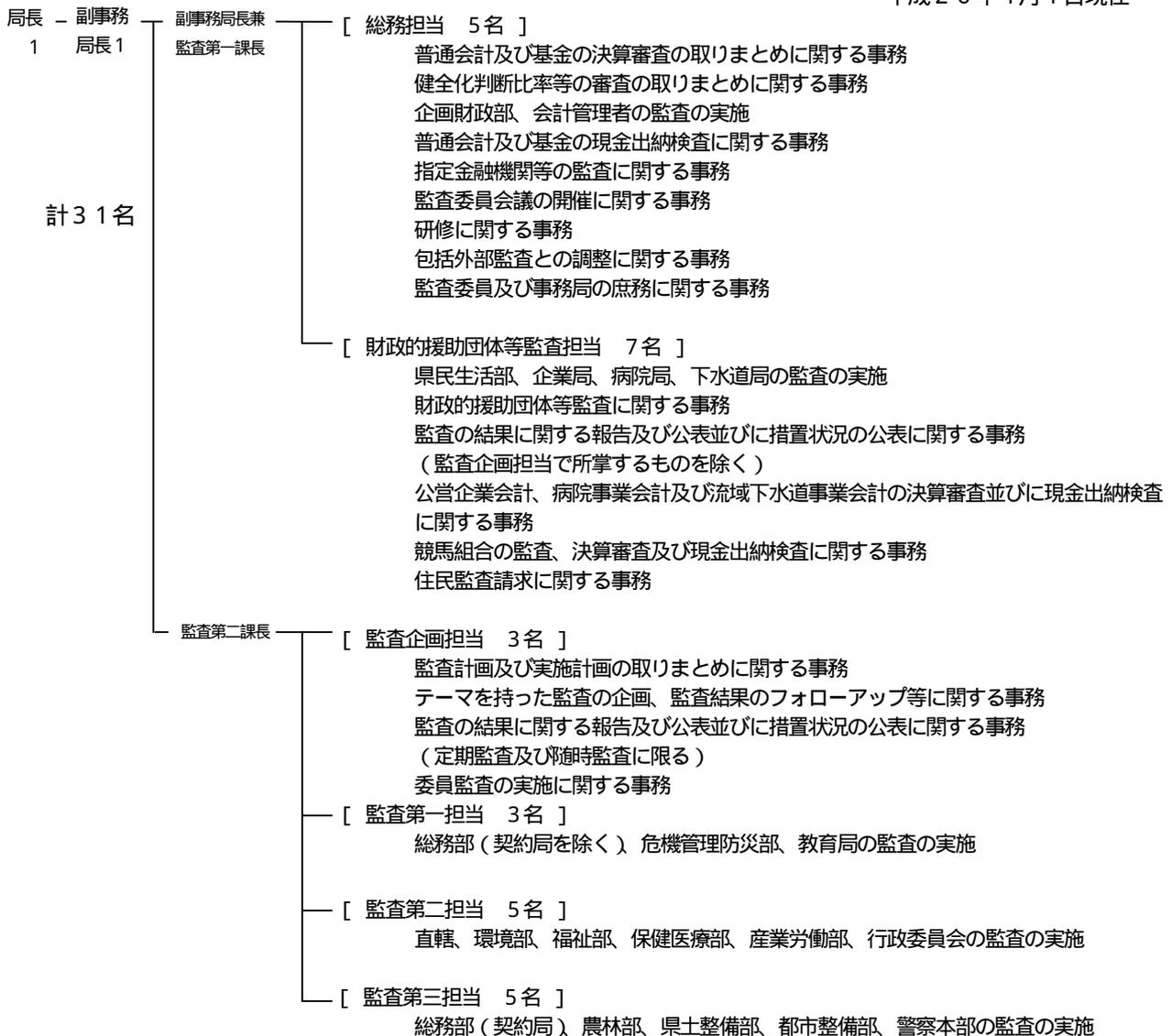
# 監 査 委 員

平成26年3月27日現在

氏 名	区 分	備 考
寺 山 昌 文	代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 出	公認会計士 H25.7.11~
荒 井 伸 夫	監 査 委 員 非 常 識 見 選 出	公認会計士 H24.3.27~
鈴 木 弘	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	H26.3.27~
本 木 茂	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	H26.3.27~

## 監査事務局の組織及び事務分掌

平成26年4月1日現在



## 1 監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	
住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	毎年度1回
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

1 法・・・地方自治法

2 企業法・・・地方公営企業法

3 健全化法・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

## 2 平成25年度の監査の概要

平成25年度に実施した監査は、次のとおりです。

監査の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に実施されているか等について監査しました。</p> <p>最小で最強の県庁組織による適正な行財政運営を確保していくため、25年度は、「契約事務」と「財産の管理事務」を重点監査項目としました。</p>	579課所	指摘16件 注意23件
特定事務監査 (テーマ監査)	<p>本庁、地域機関、団体等を通じた課題や複数部局にまたがる課題に的を絞って実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・じてんしゃ王国関連事業について</li> <li>・実行委員会方式による事業について</li> </ul>	7 機関 8 機関	意見 1件 意見 1件
財政的援助団体等監査	<p>県が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している法人及び公の施設の管理を委託している団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	44団体 53箇所	指摘 なし 注意 なし
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。</p>	1件	棄却 1件
決算審査	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業会計	知事へ審査 意見書を提出
健全化判断比率等審査	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 公営企業会計	同上
基金運用状況審査	<p>運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。</p>	3基金	同上
現金出納検査	<p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

### 指摘、注意、意見の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、その処理を次のように区分しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告です。

意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するものです。

なお、平成25年度に公表した監査結果の指摘、注意の内容は、次のように区分しています。

#### [ 分野別 ]

- 1 収入
- 2 支出
- 3 調達手続
- 4 契約内容
- 5 財産
- 6 業務運営
- 7 その他

#### [ 性質別 ]

- 管理の不備
- 運用の不備
- 不注意
- 不経済
- 非効率

### 3 平成25年度に公表又は提出した監査の結果等

#### (1) 定期監査

監査の結果に関する報告は、概ね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。

平成25年度は、次のとおり平成25年度監査実施(第1回~第4回公表)分を提出及び公表しました。

併せて、監査の結果に関する報告に添える意見を関係機関に提出しました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
25年度 第1回公表 (提出日 25年 9月24日) (公表日 25年10月 4日)	189機関 (本庁各課)	25年4月18日 ~ 7月26日	指摘 11 注意 7 意見 なし
25年度 第2回公表 (提出日 25年12月 3日) (公表日 25年12月13日)	62機関 (地域機関)	25年8月27日 ~ 11月 1日	指摘 なし 注意 4 意見 なし
25年度 第3回公表 (提出日 26年 2月20日) (公表日 26年 3月 4日)	224機関 (地域機関)	25年9月11日 ~ 26年1月24日	指摘 2 注意 8 意見 なし
25年度 第4回公表 (提出日 26年 6月24日) (公表日 26年 7月 4日)	104機関 (地域機関) 1機関 (本庁追加)	25年12月4日 ~ 26年2月28日	指摘 3 注意 4 意見 なし

#### ア 監査結果区分別一覧

平成25年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分	指 摘	注 意	計	
野 別	収入		3	3
	支出	1	1	2
	調達手続	4	9	13
	契約内容	1	8	9
	財産	10	2	12
	業務運営			
	その他			
	計	16	23	39
性 質 別	管理の不備	10	6	16
	運用の不備	4	10	14
	不注意		6	6
	不経済	1		1
	非効率	1	1	2
	計	16	23	39

## イ 主な事例

### (ア) 指摘

<b>不適切な備品、資産の管理事務（平成25年10月4日公表）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 〔市町村課、職員健康支援課、大気環境課、水環境課、高齢介護課、生産振興課、河川砂防課、生涯学習文化財課、経営管理課〕</li><li>規格・寸法・型式や購入単価など、備品出納簿に記載すべき項目が記載されていないものがあった。 (生産振興課)</li></ul> <p>【(分野) 財産、(性質) 管理の不備】</p>
<b>契約書の未作成（平成25年10月4日公表）</b>
行政報告書印刷業務の単価契約（1頁1.3円）について、契約書を作成しなかったことは不適切であった。 (財政課)
【(分野) 調達手続、(性質) 運用の不備】
<b>予定価格調書の未作成等（平成25年10月4日公表）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>県民相談センターパーテーション付け替え修繕、増設契約について、次の点で不適切であった。<ol style="list-style-type: none"><li>1 予定価格調書を作成していなかった。</li><li>2 適正な請書を徴していなかった。</li><li>3 請求書に「検査済」の表示をしていなかった。 (広聴広報課)</li></ol></li></ul> <p>【(分野) 調達手続、(性質) 運用の不備】</p>
<b>法令等に反する契約手続（平成26年3月4日公表）</b>
一般競争入札において、最低価格で申し込みをした者を落札者とせず、その者を含め再度入札を実施し、不適切な再度入札の結果により随意契約を締結した。 (総合リハビリテーションセンター)
【(分野) 調達手続、(性質) 運用の不備】
<b>法令等に反する契約手続（平成26年3月4日公表）</b>
重機の賃貸借契約において、競争入札とすべきところ、随意契約を締結した。 (さきたま史跡の博物館)
【(分野) 調達手続、(性質) 運用の不備】
<b>パソコン賃貸借契約に関する事務の執行について（平成26年7月4日公表）</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1 修繕業務の再委託が不適切。</li><li>2 修繕費用の請求・支払方法が不適切。</li><li>3 修繕費用の過大な支出を生じさせた。 (情報システム課)</li></ol> <p>【(分野) 契約内容、(性質) 管理の不備】</p>

**高額な物品購入について（平成26年7月4日公表）**

- ・写真パネル展示スタンドを特注で製作させ、過大な支出を発生させた。  
(本庄県土整備事務所)

【(分野) 支出、(性質) 不経済】

**(イ) 注意**

**契約（平成25年10月4日公表）**

- ・入札保証金の納付額が不足していた者が行った入札を無効としていなかった。  
(情報システム課)
- ・50万円以上の契約で請書を徴していなかった。  
(健康長寿課)
- ・物品購入にあたり、仕様と異なる内容の契約を締結し納品させた。  
(出納総務課)
- ・再委託の承認を書面により行っていなかった。  
(高校教育指導課)

**財産（平成25年10月4日公表）**

- ・行政財産の使用許可が適正に行われていなかった。(生涯学習文化財課、施設課)
- ・備品について不用決定等必要な手続きをとらずに廃棄処分を行った。  
(情報システム課)

**契約（平成25年12月13日公表）**

- ・50万円を超える契約で予定価格調書の作成を省略し、1者のみの見積書で契約を締結していた。  
(東松山県税事務所)
- ・工事請負契約で、当初契約の4割を超える増額変更を行いながら、契約保証金を増額していなかった。  
(越谷県土整備事務所)

**現金取扱（平成25年12月13日公表）**

- 現金書留により現金を収納したが、領収書を発行していなかった。(浦和図書館)

**その他支出（平成25年12月13日公表）**

- 委託料の支払いにおいて、過払い金額を差し引いて請求書と異なる金額を支出していた。  
(草加保健所)

**契約（平成26年3月4日公表）**

- ・2者以上の見積書を徴取すべきところ、1者の見積書で契約を締結していた。  
(地域整備事務所、秩父警察署)
- ・単価契約によらず、10万円以下で21回に分割してコピー用紙を購入していた。  
(総合教育センター)
- ・生徒用机・いすについて、3回に分割して、それぞれ99,855円(総額299,565円)で同一業者から購入していた。  
(春日部工業高等学校)

**契約（平成26年7月4日公表）**

- ・ 自動ドアの修繕で、見積条件と異なる契約期間で契約していた。  
(利根地域振興センター)
- ・ 業務の一部の再委託を書面によらず承諾していた。  
(近代美術館)
- ・ 産業廃棄物処理委託契約で、検査調書を作成していない。  
(大宮光陵高等学校)

**財産（平成26年7月4日公表）**

- ・ 使用許可日が使用開始後になっていた。
- ・ 行政財産使用料の算定誤りによる差額を追徴したが、変更許可手続きを行っていない。  
(大宮光陵高等学校)

## ウ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果(件数)			24年度末 未措置(件数)	25年度 措置状況(件数)	備考
	指摘	注意	計			
25年度	16	23	39	-	32(指摘13、 注意19)	未措置 7件
24年度	28	37	65	0	0	全て措置済み
23年度	4	28	32	0	0	〃
22年度	4	34	38	0	0	〃

## エ 主な事例

### (ア) 指摘

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
教育局 秩父農工 科学高等 学校	<p>平成24年3月の「県立秩父農工科学高等学校3号館及び自転車置場塗装工事請負契約」(1,454千円)において、最低制限価格設定の参考となる算定表は作成されていたが、予定価格調書には最低制限価格は記載されていなかった。</p> <p>それにもかかわらず最低制限価格を設定した形で落札者を決定していたことは不適切であった。</p> <p>(平成25年3月5日・第2472号)</p>	<p>再発防止のため、契約事務や入札事務の注意点及び予定価格調書作成手続き等についての再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。</p> <p>(平成25年6月21日・第2502号)</p>
県土整備部 都市整備部 越谷県土 整備事務所	<p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 「県営しらこぼと公園2次区域の一部」については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、平成12年度から毎年度、所長決裁により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。</p> <p>また、許可の条件に合致しているか確認を怠り、漫然と使用許可を繰り返していた。</p> <p>2 行政財産である道路予定地について</p>	<p>1 「県営しらこぼと公園2次区域の一部」に関する行政財産使用許可については、平成25年3月31日をもって使用期間が満了し、新たな使用許可は行っていない。原状回復のもと返還され、今年度、公園造成工事に着手した。</p> <p>2 道路予定地の平成25年度使用許可については、財務規則第140条、第154条に基づき手続を行った。</p> <p>(平成25年10月4日・第2532号)</p>

	<p>も、同様に、所長決裁等により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。</p> <p>(平成24年12月14日・第2450号)</p>	
<p>教育局 草加南高等学校</p>	<p>備品であるブルーレイレコーダーで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p> <p>(平成25年6月21日・第2502号)</p>	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則に基づき、平成25年7月24日に事故報告書を提出し、平成25年7月25日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため管理責任者を定め、定期的に現物の確認をすることとした。</p> <p>(平成25年12月13日・第2552号)</p>
<p>環境部 水環境課</p>	<p>備品である航空機騒音移動測定用デジタル騒音計で、所在が確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p> <p>(平成25年10月4日・第2532号)</p>	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第215条第1項の規定に基づき、平成25年5月27日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知した。</p> <p>さらに、所有する備品について、その写真や保管場所を一覧にし、定期的に現物実査を行うなど、適正に物品を管理するよう徹底した。</p> <p>(平成26年3月4日・第2573号)</p>

(イ) 注意

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
総務部 自動車税 事務所	平成 23 年度の「一般廃棄物収集運搬業務委託」(88 千円)の契約について、見積書の収集運搬回数に誤りがあったにも関わらず、そのままの金額で契約を締結していたのは不適切であった。 (平成 25 年 3 月 5 日・第 2472 号)	再発防止のため、監査結果を全職員に周知し、財務関係諸規程の再確認と適正な財務処理の周知徹底を図った。 また、見積書の確認は、積算根拠を含め、複数の職員でチェックすることを徹底した。 (平成25年6月21日・第2502号)
農林部 寄居林業 事務所	平成 23 年度の「満所山村生活安全対策工事」(9,628 千円)について、谷止工水平打継用鉄筋(補強挿し筋)の設置方法(形状・配置等)を契約図書に示さないまま施工させたことは不適切であった。 (平成 25 年 6 月 21 日・第 2502 号)	必要な図書の漏れがないようにチェックリストを作成し、設計の都度確認することとした。 また、施工方法が不明確な点については、施工前に監督員と現場代理人が工事記録により確認することについて周知徹底を図った。 (平成25年10月4日・第2532号)
教育局 鷺宮高等 学校	平成 23 年度の「ボイラー点検手数料」(50 千円)について、見積額と異なる額の請求書に基づき支出したことは不適切であった。 (平成 25 年 6 月 21 日・第 2502 号)	支出手続きにおいて過払いが発生したため、返納の手続きを進めたが債務者である法人が消滅していたため、請求をすることができなかった。このため、その経過をまとめた顛末書を教育局財務課に提出し、この事案を記録として残した。 再発防止のため、支出決定及び審査に際して、見積書と請求書の内容、金額の確認を徹底するよう職員に周知した。 (平成25年12月13日・第2552号)
警察本部 施設課	運転免許センターの土地に係る行政財産について、使用許可を受けていない者に無償で使用させていたことは不適切であった。 (平成 25 年 10 月 4 日・第 2532 号)	運転免許センターの土地に係る行政財産について、監査の結果を踏まえ、財務規則第 1 5 4 条に基づく手続を行った。 (平成26年3月4日・第2573号)

## (2) 特定事務監査(テーマ監査)

### ア テーマ1「じてんしゃ王国関連事業(自転車をキーワードとした事業)について」

#### (ア) 監査の視点

これまでの事業展開とその効果の検証が行われているか、今後の事業展開の方向性が明確にされているかなど。

#### (イ) 監査の対象機関

7 機関

#### (ウ) 監査実施日

平成25年8月20日～平成25年11月22日

#### (エ) 意見

現在、自転車保有率日本一や自転車発祥の地など本県の特性を「じてんしゃ王国埼玉」の魅力として発信し、自転車の利用促進を図る取組が進められている。

今回、全部局から「自転車」をキーワードとした事業を照会し、回答があった事業について監査を実施した。その結果、「じてんしゃ王国」が目指す「自転車を中心としたライフスタイルへの転換」の必要性や事業の着地点が明確に整理されておらず、関係機関間での情報共有も十分に図られていない状況が見受けられた。また、自転車が関わる事故の防止対策は重点的に実施され効果を上げてきているものの、利用促進を促す取組は少なく効果も把握できていない。

そこで、今後の事業推進に当たっては、以下の点に取り組む必要がある。

- 1 事業全体を統括する組織を定め、必要に応じてプロジェクトチームを設けるなど、組織横断的な事業展開の体制を整えること。
- 2 「環境」・「健康」など「じてんしゃ王国」の価値観や具体的なライフスタイルを明確に示し、その共通理念の下で事業を展開するとともに、広報活動にあたっては「好印象を持たれる埼玉らしさ」をしっかりと打ち出すこと。
- 3 自転車利用の実態や自転車事故の傾向などを客観的に捉え、それらの情報を共有し、関係機関が自転車に関する共通の現状認識を持つこと。
- 4 地域性や、超高齢・少子化社会の進展など今後の社会情勢の変化を捉え、交通政策としての自転車の位置づけを整理するなど、安全で快適な自転車利用の促進を効率的・効果的に行うこと。
- 5 人命にかかわる事故防止対策、特に高齢者や子供の事故防止については、自転車専用通行帯の整備や市街地における自動車の速度制限などハード・ソフト両面からの取組を通じ、早期に事故危険箇所の解消を図ること。

(企画財政部、県民生活部)

## イ テーマ2「実行委員会方式による事業について」

### (ア) 監査の視点

事業実施方法として実行委員会方式がふさわしいか、実行委員会の財務処理が適切に行われるような措置が講じられているかなど。

### (イ) 監査の対象機関

8 機関

### (ウ) 監査実施日

平成25年8月14日～平成25年11月26日

### (エ) 意見

県が直接、企業協賛金や参加料などを受けて事業を実施するには極めて煩雑な手続きを要する。実行委員会方式は、これらの収入を用いて柔軟な事業運営を行うとともに、構成団体を通して参加者の拡大を図ることなどを目的として活用されるものである。

今回、各部局から回答のあった実行委員会方式による事業について監査した。中には費用のほぼ全てを県が負担しているものなど実行委員会方式本来のメリットを活用していないものが見受けられた。また、監事による監査を受けているのみで事務局が置かれている課以外の検査を受けていないものも多く見受けられた。

そこで、実行委員会方式による事業を行う場合、そのメリットが活用されるとともに、財務の健全性が確保されるように指導を担当する課を定め、以下の点などに留意して指導を行い、その適切な活用を確保していく必要がある。

- 1 実行委員会として別に会計を設ける必要があるか検討すること。別会計を設ける場合には県負担金に頼ることなく、広く企業協賛金や参加料などの収入を集めること。
- 2 事業規模や事業実施時期に応じた目安の額を示すなど繰越金が必要以上に増えないような措置を講じること。
- 3 「団体会計に関する事務処理方針」(「県が団体事務を取り扱うことの見直し結果について」平成17年3月4日付け各部局長あて総合政策部長通知別紙3)に基づく所管部内検査の実施を徹底させ、会計の透明性を高めること。
- 4 実行委員会として別に会計を設けたまま事業を継続すべきか、構成団体による協力を得ながら県や市町村の直接執行事業として実施すべきか、速やかに検証すること。その際、実行委員会ごとの事業内容に応じて終期を設定し、事業を更に継続しようとする場合には再度検証を行うこと。
- 5 事業の普及を図るため県が先導的に実施するものや限られた地域で事業を行う場合には、地元市町村など構成団体の自主的な事業運営へ委ねることも検討すること。

(企画財政部、教育局)

### (3) 財政的援助団体等監査

出資団体12団体、指定管理者12団体21施設及び補助金等交付団体20団体、計53箇所を監査しました。

(4) 決算審査

平成24年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 平成24年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

平成25年8月7日～平成25年9月12日

(イ) 審査意見

- ・決算書及び関係書類等を照合した結果、符合していることを確認した。
- ・予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

- ・優れた行政サービスを、財政の健全性を維持しつつ、将来にわたって確実に提供するためには、「選択と集中」による事業の重点化や、費用対効果を踏まえた事業の見直しの推進に、引き続き取り組む必要がある。
- ・安定的な県税収入確保のために、すべての施策において産業を振興し、雇用を拡大する視点で施策の推進を強化し、県内経済を活性化させるとともに、4年連続で全国最下位に低迷する納税率の改善に向け、一層の取り組みを強化する必要がある。
- ・県債の発行抑制と適正な残高管理に努める必要がある。
- ・県有施設の老朽化に伴う将来の更新や維持修繕に対しては、早急に施設の現状を把握し、中・長期的な計画を策定する必要がある。

## イ 平成24年度公営企業会計決算（5会計）

### （ア）審査の期間

平成25年8月7日～平成25年9月12日

### （イ）審査意見

決算書決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

### （ウ）留意又は改善を要する事項

#### 【企業局所管事業会計（工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計、地域整備事業会計）】

埼玉県地域整備事業会計の欠損金処理計算書及び剰余金処分計算書（案）において、自己資本金を減少し利益剰余金とすることで、未処理欠損金を解消したうえで一般会計へ100億円繰出す案とされている。資本金の減少は、平成24年4月1日に施行された地方公営企業法の一部改正に伴い、県議会の議決を経て可能となったものである。

また、100億円の繰出しは、地域振興に資するという地域整備事業の事業目的に沿った事業を一般会計が実施するための財源にあてるという特定目的のため、繰出すものであるとされている。

資本金の減少は、法改正により可能となったとしても、元来、事業規模縮小に伴い実施するような重大な行為であるので、資本金の減少については安易にその都度決定するものではなく、一定の考え方を定めるとともに、その内容を明らかにし説明責任を果たしたうえでやっていく必要がある。

#### 【病院事業会計】

病院局では、大規模な病院の再整備事業により病院機能の充実に取り組んでいる。そのため、がんセンター新病院整備や小児医療センターの移転整備など、病院建設や設備機器の更新に多額の費用が必要となっている。

また、県立病院は不採算医療である高度医療を提供する使命を担っていることから、一定範囲での一般会計からの繰入金も必要となっている。更に施設の整備充実に伴う運営経費や借入金の増加による病院経営への影響が懸念される場所である。こうしたことを踏まえ病院局では、「埼玉県立病院アクションプラン」を策定し、24年度から具体的な目標を定めて、経営改善に取り組むとともに患者と家族にやさしい病院づくりを進めている。

アクションプランの取り組みに当たっては、以下の点に留意して推進する必要がある。

- 1 一層の経営効率化を図ること
- 2 高度先進医療の実践と患者と家族にやさしい病院づくりに努めること
- 3 DPC導入による収益の確保やSPDの導入など民間活力による運営経費の削減に取り組むこと
- 4 新会計基準の着実な導入により、経営の健全化・透明性確保に努めること
- 5 病院局が一体となって目標達成と検証に努めること

#### 【流域下水道事業会計】

剰余金処分計算書（案）において、未処分利益剰余金の一部を負担金返還積立金へ積み立てる案とされている。

負担金返還積立金は、下水道法第31条の2の規定に基づき、流域下水道の維持管理に要する費用をその利益を受ける限度において関係市町に負担させるため徴収している維持管理負担金のうち、5年間の算定期間の中間年において3か年の収支差額を算定し、関係市町へ返還するための財源としている。

負担金収入については、本来、当該年度中に市町が負担すべき額を確定し、収益計上額を確定させるべきものであるが、当該年度中に負担すべき金額を確定し難い特段の事情がある場合には、数か年分の負担すべき額をまとめて確定する取扱いもやむを得ないものとする。

ただし、今後は、可能な限り当該年度中に額の確定を行うよう検討すべきである。

今回の積立は当該年度で負担額を確定することができなかつたために利益剰余金となったものを返還するためのものであるから、この積立金を積み立て及び取り崩すにあたっては、以下について留意する必要がある。

- 1 関係市町との覚書では、維持管理負担金単価の適用期間における収支差額の取扱いは、県と関係市町が協議して定めることとされている。

このため、3か年で収支差額の算定を行い関係市町へ返還する場合には、その旨を定める必要があること。

- 2 負担金返還積立金を財源とし関係市町へ維持管理負担金を返還するにあたっては、返還する年度に過年度損益修正損を計上し損益計算書を通した経理処理とすること。

また、負担金返還積立金の取崩額は、損益計算書の収益に計上してはならないこと。

- 3 負担金収入については可能な限り当該年度中に市町が負担すべき額を確定し、適正な期間損益を表示するよう努めること。

(5) 健全化判断比率等審査

平成24年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

平成25年8月7日～平成25年9月12日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	3.75%未満
連結実質赤字比率	-	-	8.75%未満
実質公債費比率	13.1%	13.7%	25%未満
将来負担比率	222.6%	228.7%	400%未満

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は - (マイナス) であり、赤字は生じていない。
- ・実質公債費比率の全国平均は、14.8% (埼玉県は比率が低い順で全国10位)
- ・将来負担比率の全国平均は、208.4% (埼玉県は比率が低い順で全国30位)

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているものの、引き続き健全な財政運営に努められたい。

【参考】

健全化判断比率

- ・実質赤字比率 : 一般会計等が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・連結実質赤字比率 : すべての会計の赤字額や黒字額(上水道などの公営企業の損益)を合算した合計が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・実質公債費比率 : 地方債の元利償還金(上水道などの公営企業や一部事務組合の元利償還金への一般会計の繰出も合算)の合計と標準財政規模との割合
- ・将来負担比率 : 一般会計等の地方債残高や県が将来支払う可能性のある一般財源の負担額と標準財政規模との割合

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

平成25年8月7日～平成25年9月12日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	平成24年度	平成23年度
病院事業会計	-	-
工業用水道事業会計	-	-
水道用水供給事業会計	-	-
地域整備事業会計	-	-
流域下水道事業会計	-	-

・上記5会計はすべて資金余剰となっており、資金不足は生じていない。

(ウ) 審査意見

上記5会計はすべて資金余剰となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

( 6 ) 住民監査請求監査

平成 25 年度に処理した住民監査請求は、次の 1 件です。

ア 平和資料館リニューアル工事の入札に関する件

**請求の要旨**

平和資料館リニューアル工事の入札方法は、指名競争入札としたことや指名業者の選定手続について、地方自治法施行令第 167 条の規定に反するものである。

設計業務委託と工事の指名業者を同一としたことは、競争性の低下と談合を誘発した可能性があり、落札率からも、談合の疑いが非常に強い。

落札額と最低制限価格との差額の消費税込額 3,320,100 円の損害が県に生じた。

県が被った損害を回復するように、県知事が損害額を県に支払うよう求める。

**監査結果の概要**

本件工事契約については、提案競技による設計施工一括発注方式など他の選択方法があったにもかかわらず、設計業務委託と工事を分離して実施し、設計業務委託と工事の指名業者を同一としたことは、適切とはいえず誤解を招く。しかしながら、明白な法令違反は見当たらず、また、談合行為の存在も確認できなかった。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

# 資 料 編

## 平成25年度に公表又は提出した監査の結果等

### 1 定期監査

#### (1) 実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成21年度	600	326	274	54
平成22年度	588	320	268	54
平成23年度	582	287	295	49
平成24年度	583	281	302	48
平成25年度	579	289	290	50

(2) 監査の結果等

ア 平成25年度第1回提出(平成25年 9月24日)

公表(平成25年10月 4日)

(ア) 監査の対象機関 189機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札課、入札審査課、税務課、個人県民税対策課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国育樹祭課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、がんセンター建設課、小児医療センター建設課
下水道局	下水道管理課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審

	査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

平成25年4月18日～平成25年7月26日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	財政課	平成24年9月の行政報告書印刷業務の単価契約(1頁単価1.3円)について、契約書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。
企画財政部	市町村課	備品であるカメラで、所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。
総務部	職員健康支援課	ビデオデッキなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
県民生活部	広聴広報課	平成24年度の県民相談センターパーテーション付け替え修繕、増設契約(572,250円)について、次の点で不適切であった。 1 予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。 2 必要な事項が記載された適正な請書を徴すべきと

		<p>ころ、請書作成日と履行期限の記載のない請書を徴していた。</p> <p>3 検査確認の上、請求書に「検査済」の表示をしなければならないところ、その表示をしていなかった。</p>
環境部	大気環境課	備品であるデジタルカメラで所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。
環境部	水環境課	備品である航空機騒音移動測定用デジタル騒音計で、所在が確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
福祉部	高齢介護課	備品であるスキャナで所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。
農林部	生産振興課	<p>備品の管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 規格・寸法・型式や購入単価など、備品出納簿へ記載すべき項目が記載されていないものがあった。</p> <p>2 備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められた。</p>
県土整備部	河川砂防課	備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
病院局	経営管理課	パーソナルコンピュータなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。
教育局	生涯学習文化財課	備品であるカメラで所在の確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	情報システム課	平成 24 年度の「庁内クラウドへのシステム移行業務委託」の入札において、入札保証金の納付額が不足していた者が行った入札を無効としなかったことは不適切であった。
企画財政部	情報システム課	備品である磁気テープ運搬車について、不用決定等必要な手続きをとらず廃棄処分を行ったことは不適切であった。
保健医療部	健康長寿課	平成 24 年度の「埼玉県不妊治療費助成事業ご案内及びポスターの印刷」(502,740 円)で、請書を徴取していなかったのは不適切であった。

会計管理者	出納総務課	平成 24 年度のポータブルカーナビゲーション及び付属品の購入について、物品仕様書と異なる内容の契約を締結し、納品させた。このため、仕様で求めた物の一部が調達できず、不足品を別契約により、追加購入しことは不適切であった。
教育局	高校教育指導課	平成 24 年度の「県立学校教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約」及び「豊岡高等学校外 4 校教務事務システム用機器等賃貸借契約」の再委託について、書面によらず承諾していたことは、不適切であった。
教育局	生涯学習文化財課	名栗げんきプラザの建物及び土地に係る行政財産の使用許可について、行政財産使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を免除したことは不適切であった。
警察本部	施設課	運転免許センターの土地に係る行政財産について、使用許可を受けていない者に無償で使用させていたことは不適切であった。

イ 平成25年度第2回提出(平成25年12月 3日)

公表(平成25年12月13日)

(ア) 監査の対象機関 62機関

所管部局	監査対象機関
総務部	所沢県税事務所、東松山県税事務所、行田県税事務所
環境部	環境科学国際センター
保健医療部	春日部保健所、草加保健所、加須保健所
産業労働部	産業技術総合センター、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校
農林部	秩父農林振興センター、大里農林振興センター、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター水田農業研究所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター
都市整備部	熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育局	浦和図書館、文書館、大滝げんきプラザ、浦和高等学校、浦和工業高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、大宮南高等学校、春日部高等学校、春日部東高等学校、川口青陵高等学校、川越高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、秩父農工科学高等学校、常盤高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、不動岡高等学校、与野高等学校、鷲宮高等学校、浦和特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、行田警察署

(イ) 監査実施日

平成25年8月27日～平成25年11月1日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

該当なし

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	東松山県税事務所	<p>平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプ交換工事」(999,600 円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の相手方が特定されることを理由に、空調設備保守点検業務の委託先業者 1 者のみから見積書を徴収し、契約を締結していた。</li> <li>2 特殊な修繕であることを理由に、予定価格調書を作成していなかった。</li> </ol>
保健医療部	草加保健所	<p>平成 24 年度の結核管理健診・接触者健診の 12 月分委託料の支払いにおいて、請求金額(5,933 円)から 4 月分、8 月分、10 月分の過払い金額(合計 60 円、各月 20 円)を差し引いて 5,873 円を支払ったことは、不適切であった。</p>
県土整備部	越谷県土整備事務所	<p>平成 23 年度の「地方特定道路(改築)整備工事(取付道路築造工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。</p>
教育局	浦和図書館	<p>平成 24 年度及び平成 25 年度に行った図書館資料複写サービスについて、複写料金及び資料送付のための郵送料を現金書留により現金を受領し収納しているものがあるが、納入者に対し領収書を発行していなかったことは不適切であった。</p>

ウ 平成25年度第3回提出(平成26年 2月20日)

公表(平成26年 3月 4日)

(ア) 定期監査分

a 監査の対象機関 224機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	川口県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、越谷県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、南児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所
保健医療部	坂戸保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川越高等技術専門校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、寄居林業事務所
県土整備部	朝霞県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	大宮公園事務所、営繕工事事務所
企業局	大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所、地域整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所
教育局	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、さきたま史跡の博物館、伊奈学園中学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦

	<p>和北高等学校、浦和商業高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮武蔵野高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、越生高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、川口北高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣女子高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、武南警察署、草加警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

b 監査実施日

平成25年9月11日～平成26年1月24日

(イ) 特定事務監査分

a 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的・効果的になされているかの観点から検証

b 監査の対象事務

テーマ1「じてんしゃ王国関連事業(自転車をキーワードとした事業)について」

監査の視点

これまでの事業展開とその効果の検証が行われているか、今後の事業展開の方向性が明確にされているかなど

監査の対象機関 7機関

所管部局	監査対象機関
県民生活部	広聴広報課、防犯・交通安全課
産業労働部	観光課
県土整備部	道路政策課、道路環境課
教育局	保健体育課
警察本部	交通企画課

監査実施日

平成25年8月20日～平成25年11月22日

テーマ2「実行委員会方式による事業について」

監査の視点

事業実施方法として実行委員会方式がふさわしいか、実行委員会の財務処理が適切に行われるような措置が講じられているかなど

監査の対象機関 8機関

所管部局	監査対象機関(対象実行委員会)
県民生活部	青少年課(埼玉国際ジュニアサッカー大会実行委員会)

危機管理防災部	消防防災課（駅周辺帰宅困難者対策協議会）
環境部	温暖化対策課（家庭の電気・ガスダイエット実行委員会） みどり自然課（ムサシトミヨ保全推進協議会）
産業労働部	商業・サービス産業支援課（SKIPシティ国際映画祭実行委員会）
県土整備部	河川砂防課（埼玉県河川協会）
教育局	生涯学習文化財課（埼玉県芸術文化祭実行委員会） スポーツ振興課（県民総合体育大会埼玉県実行委員会）

#### 監査実施日

平成25年8月14日～平成25年11月26日

#### (ウ) 監査の結果

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

##### a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
福祉部	総合リハビリテーションセンター	平成24年度の「埼玉県総合リハビリテーションセンター洗濯リネン管理等業務委託」(36,155,700円)の一般競争入札について、次の点で不適切であった。 1 最低の価格で入札した者の入札額があまりにも低額であったため落札とせず、その者を含め再度入札を実施したこと。 2 不適切な再度入札の結果、落札者がいないことを理由に随意契約により契約の相手方を決定したこと。
教育局	さきたま史跡の博物館	平成25年度の「鉄砲山古墳・二子山古墳発掘調査重機械類賃貸借」(945,000円)について、競争入札とすべきところ、随意契約としたことは不適切であった。

##### b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	地域整備事務所	平成25年度の「地域整備事務所庁舎機械警備業務委託」(219,240円)について、契約の相手方が特定されるとして、契約中の業務委託先1者のみの見積書による随意契約としたことは不適切であった。
企業局	水道整備事務所	平成25年度の「25水整第104号鳩ヶ谷線試掘調査業

		務委託」(6,766,200円)及び「25水整第105号さいたま東部線試掘調査業務委託」(4,515,000円)について、検査の時期を完成の通知を受けた日から10日以内と規定すべきところ、14日以内としたことは不適切であった。
病院局	循環器・呼吸器病センター	次の業務委託契約について、予定価格調書を病院長が作成すべきところ、事務局長が作成していたことは不適切であった。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度ガンマカメラ保守点検業務委託契約(10,936,800円)</li> <li>2 平成25年度ガンマカメラ保守点検業務委託契約(10,936,800円)</li> <li>3 平成24年度手術室・ICU等セントラルモニタリングシステムほか保守点検業務委託契約(85,000,000円)</li> <li>4 平成25年度手術室・ICU等セントラルモニタリングシステムほか保守点検業務委託契約(85,000,000円)</li> </ol>
教育局	総合教育センター	平成24年度のコピー用紙について、年間100万円を超える購入をしているにも関わらず、単価契約を締結せず、10万円以下の金額で21回に分割して、その都度、同一業者1者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。
教育局	朝霞西高等学校	平成25年度の「県立朝霞西高等学校環境整備業務委託」(13,318,200円)の一部業務の再委託について、入札参加資格確認申請書への記載をもって再委託の申請に代え、契約締結前に承諾していたことは不適切であった。
教育局	春日部工業高等学校	平成24年度の生徒用机・いすについて、3回に分割して、それぞれ99,855円(総額299,565円)で同一業者から購入していた。総額が10万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者1者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。
教育局	芸術総合高等学校	平成24年度の「可燃ゴミ及び不燃ゴミ等収集運搬処理業務委託」(417,375円)について、一般廃棄物収集運搬処理契約の一部として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する事項を記載せず、産業廃

		棄物の収集運搬及び処分を行わせていたことは不適切であった。
警察本部	秩父警察署	平成 24 年度の「秩父寮受水槽インバーター制御給水ユニット交換修繕」(945,000 円)について、特殊な修繕を理由に 1 者のみの見積書による随意契約としたことは不適切であった。

c 監査結果の報告に添える意見

機関名	監査の意見
企画財政部 県民生活部	<p>現在、自転車保有率日本一や自転車発祥の地など本県の特性を「じてんしゃ王国埼玉」の魅力として発信し、自転車の利用促進を図る取組が進められている。</p> <p>今回、全部局から「自転車」をキーワードとした事業を照会し、回答があった事業について監査を実施した。その結果、「じてんしゃ王国」が目指す「自転車を中心としたライフスタイルへの転換」の必要性や事業の着地点が明確に整理されておらず、関係機関間での情報共有も十分に図られていない状況が見受けられた。また、自転車に関わる事故の防止対策は重点的に実施され効果を上げてきているものの、利用促進を促す取組は少なく効果も把握できていない。</p> <p>そこで、今後の事業推進に当たっては、以下の点に取り組む必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業全体を統括する組織を定め、必要に応じてプロジェクトチームを設けるなど、組織横断的な事業展開の体制を整えること。</li> <li>2 「環境」・「健康」など「じてんしゃ王国」の価値観や具体的なライフスタイルを明確に示し、その共通理念の下で事業を展開するとともに、広報活動にあたっては「好印象を持たれる埼玉らしさ」をしっかりと打ち出すこと。</li> <li>3 自転車利用の実態や自転車事故の傾向などを客観的に捉え、それらの情報を共有し、関係機関が自転車に関する共通の現状認識を持つこと。</li> <li>4 地域性や、超高齢・少子化社会の進展など今後の社会情勢の変化を捉え、交通政策としての自転車の位置づけを整理するなど、安全で快適な自転車利用の促進を効率的・効果的に行うこと。</li> <li>5 人命にかかわる事故防止対策、特に高齢者や子供の事故防止については、自転車専用通行帯の整備や市街地における自動車の速度制限などハード・ソフ</li> </ol>

	<p>ト両面からの取組を通じ、早期に事故危険箇所の解消を図ること。</p>
<p>企画財政部 教育局</p>	<p>県が直接、企業協賛金や参加料などを受けて事業を実施するには極めて煩雑な手続きを要する。実行委員会方式は、これらの収入を用いて柔軟な事業運営を行うとともに、構成団体を通して参加者の拡大を図ることなどを目的として活用されるものである。</p> <p>今回、各部局から回答のあった実行委員会方式による事業について監査した。中には費用のほぼ全てを県が負担しているものなど実行委員会方式本来のメリットを活用していないものが見受けられた。また、監事による監査を受けているのみで事務局が置かれている課以外の検査を受けていないものも多く見受けられた。</p> <p>そこで、実行委員会方式による事業を行う場合、そのメリットが活用されるとともに、財務の健全性が確保されるように指導を担当する課を定め、以下の点などに留意して指導を行い、その適切な活用を確保していく必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実行委員会として別に会計を設ける必要があるか検討すること。別会計を設ける場合には県負担金に頼ることなく、広く企業協賛金や参加料などの収入を集めること。</li> <li>2 事業規模や事業実施時期に応じた目安の額を示すなど繰越金が必要以上に増えないような措置を講じること。</li> <li>3 「団体会計に関する事務処理方針」(「県が団体事務を取り扱うことの見直し結果について」平成17年3月4日付け各部局長あて総合政策部長通知別紙3)に基づく所管部内検査の実施を徹底させ、会計の透明性を高めること。</li> <li>4 実行委員会として別に会計を設けたまま事業を継続すべきか、構成団体による協力を得ながら県や市町村の直接執行事業として実施すべきか、速やかに検証すること。その際、実行委員会ごとの事業内容に応じて終期を設定し、事業を更に継続しようとする場合には再度検証を行うこと。</li> <li>5 事業の普及を図るため県が先導的に実施するものや限られた地域で事業を行う場合には、地元市町村など構成団体の自主的な事業運営へ委ねることも検討すること。</li> </ol>

工 平成25年度第4回提出（平成26年6月24日）

公表（平成26年7月4日）

（ア）監査の対象機関 105機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	情報システム課、南部地域振興センター、東部地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター
総務部	県営競技場、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、熊谷県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所
福祉部	中央児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	川口保健所、朝霞保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、狭山保健所、幸手保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	川口高等技術専門校
農林部	本庄農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、農業大学校、農林総合研究センター、農林総合研究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、川越建築安全センター
企業局	新三郷浄水場
下水道局	中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、加須げんきプラザ、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、入間向陽高等学校、大宮光陵高等学校、桶川西高等学校、川口高等学校、川口工業高等学校、川口東高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、幸手桜高等学校、志木高等学校、戸田翔陽高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、和光高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、久喜特別

	支援学校、蓮田特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	川口警察署、朝霞警察署、新座警察署、上尾警察署、川越警察署、久喜警察署、幸手警察署

(イ) 監査実施日

平成25年12月4日～平成26年2月28日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	情報システム課	<p>平成20年度、平成21年度及び平成22年度の「職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器の賃貸借に関する契約」について、次の点が不適切であった。</p> <p>1 修繕業務の再委託について、次の点が不適切であった。</p> <p>(1) 平成20年度契約では、再委託を認めているが、契約の相手方からの報告、県が承認した記録が確認できない。</p> <p>(2) 平成21年度契約では、契約書に再委託に関する規定がないにもかかわらず再委託が行われていた。</p> <p>(3) 平成22年度契約では、契約書に再委託に関する規定があるが、契約の相手方の申請と異なる内容で承認していた。</p> <p>2 県が修繕費用を負担するにあたって、契約の相手方ではなく、障害時対応窓口業者が使用課所に修繕費用を請求し、使用課所が支払うこととしていた。</p> <p>3 契約担当課は、県が修繕費用を負担する場合において、契約の相手方と協議せずに使用課所の負担で修理を行うという取扱いにより、修繕費用が1台あたりの契約額を超えるような過大な支出を生じさせた。</p>
県土整備部	本庄県土整備事務所	<p>平成24年度の「川の再生県民運動推進工事(表示ボード製作)」(331,800円)について、写真パネルのスタンドを業者に特注で製作させ、過大な支出を発生させたのは不適切であった。</p>

教育局	入間向陽高等学校	平成 25 年 2 月末に購入した「レーザープリンター」(72,975 円)について、平成 25 年 12 月中旬まで長期にわたり未使用のまま放置し、備品表示を行わないなど適切な管理を怠っていたことは、不適切であった。
-----	----------	---

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	利根地域振興センター	平成 24 年度の「埼玉県行田地方庁舎の正面玄関内外 2 箇所自動ドア部品交換修繕」(924,000 円)について、修繕に要する期間を十分に調査せず、見積書を徴取し、契約の相手方から期間の延長の申出を受け、見積条件と異なる契約期間で契約していたのは不適切であった。
教育局	近代美術館	平成 24 年度の「埼玉県立近代美術館施設管理(空調設備保守・運転・中央監視)業務委託」(11,550,000 円)の一部業務の再委託(3 件)について、書面によらず承認していたことは、不適切であった。
教育局	大宮光陵高等学校	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。 1 平成 25 年度の書写技能検定試験会場の行政財産使用許可手続きについて、年 3 回実施する検定試験の使用許可をまとめて行っていたが、許可日が第 1 回目の検定試験の実施後となっていた。 2 行政財産使用料について、管理費の算定を誤り、後日、差額を追徴したが、行政財産の変更許可手続きを行っていなかった。
教育局	大宮光陵高等学校	平成 25 年度の「産業廃棄物処理委託契約」(38,272 円)において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。

## 2 財政的援助団体等監査

### (1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか

監査実施団体	平成25年度
出資団体	12
補助金等交付団体	20
指定管理者 (施設数)	12 (21施設)
監査実施団体 計	41 (3団体重複)
監査実施箇所 計	53

### 3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

#### (1) 年度別処理状況（平成21年度以降分）

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勧 告	棄 却	却 下		
平成21年度	3	-	(*2) 1	2	-	(*2)一部却下
平成22年度	4	-	4	-	-	
平成23年度	6	-	(*3) 6	-	-	(*3)一部却下 2
平成24年度	2	-	1	1	-	
平成25年度	1	-	1	-	-	

#### (2) 請求事案及び結果（平成21年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
21. 4. 1	行政財産の使用許可に係る使用料免除に関する件	21.5.29 棄却 (一部却下)	
21. 4.21	情報公開コーナーのプライバシーの確保を求める件	21.5.20 却下	
21.10.22	みんなに親しまれる駅づくり事業補助金に関する件	21.12.1 却下	
22. 9. 3	旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他に関する件	22.10.22 棄却	
22.10. 8	自由民主党議員団に対して交付した平成21年度県政調査費の交通費にかかる支出の件	22.11.26 棄却	
22.10. 8	県政調査研究会、政調費公開の会、無所属刷新の会、高志会、元気塾及び貫徹の会に対して交付した平成21年度県政調査費にかかる支出の件	22.11.26 棄却	

22.11.29	再生砕石撤去工事説明会会場費の件	23.1.21 棄却	
23. 4. 4	平成21年度県政調査費に関する件	23.5.27 棄却 (一部却下)	
23. 5.19	旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事に関する件	23.7.12 棄却	
23. 6. 7	旧浦和青年の家跡地における仮設撤去復旧工事に関する件	23.8. 2 棄却	
23.11.25	日赤埼玉県支部跡地売却に関する件	24.1.24 棄却 (一部却下)	
23.11.28	平成22年度県政調査費に係る支出の件	24.1.24 棄却	
24. 1.30	国道254号バイパス(志木市内のモデル工事)に関する件	24.3.21 棄却	
24. 6. 5	準学校法人川越専門学校への私立学校運営費補助金に関する件	24.6.18 却下	
24. 6. 5	NPO法人ほっとポットへのホームレス自立支援団体活動費補助金の件	24.7.31 棄却	
25. 9.25	平和資料館リニューアル工事の入札に関する件	25.11.19 棄却	



# 平成25年度 事務概要

平成26年7月

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-6513

FAX 048-830-4940

E-mail [a6513@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6513@pref.saitama.lg.jp)